

是川小学校いじめ防止基本方針

八戸市立是川小学校

1. いじめ防止基本方針策定に当たっての学校の考え

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基礎認識に立ち、本校の児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校作りのために「是川小学校いじめ防止基本方針」を制定する。

2. いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、該当児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、該当行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめに対する基本的な考え

- ・「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識
- ・「いじめは、どの児童にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの構造やその背景

いじめは、「いじめられる児童」・「いじめる児童」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の児童がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

○いじめの動機には、以下のものなどが考えられる。（東京都立研究所の要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ、引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）
- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

(4) いじめの一般的態様

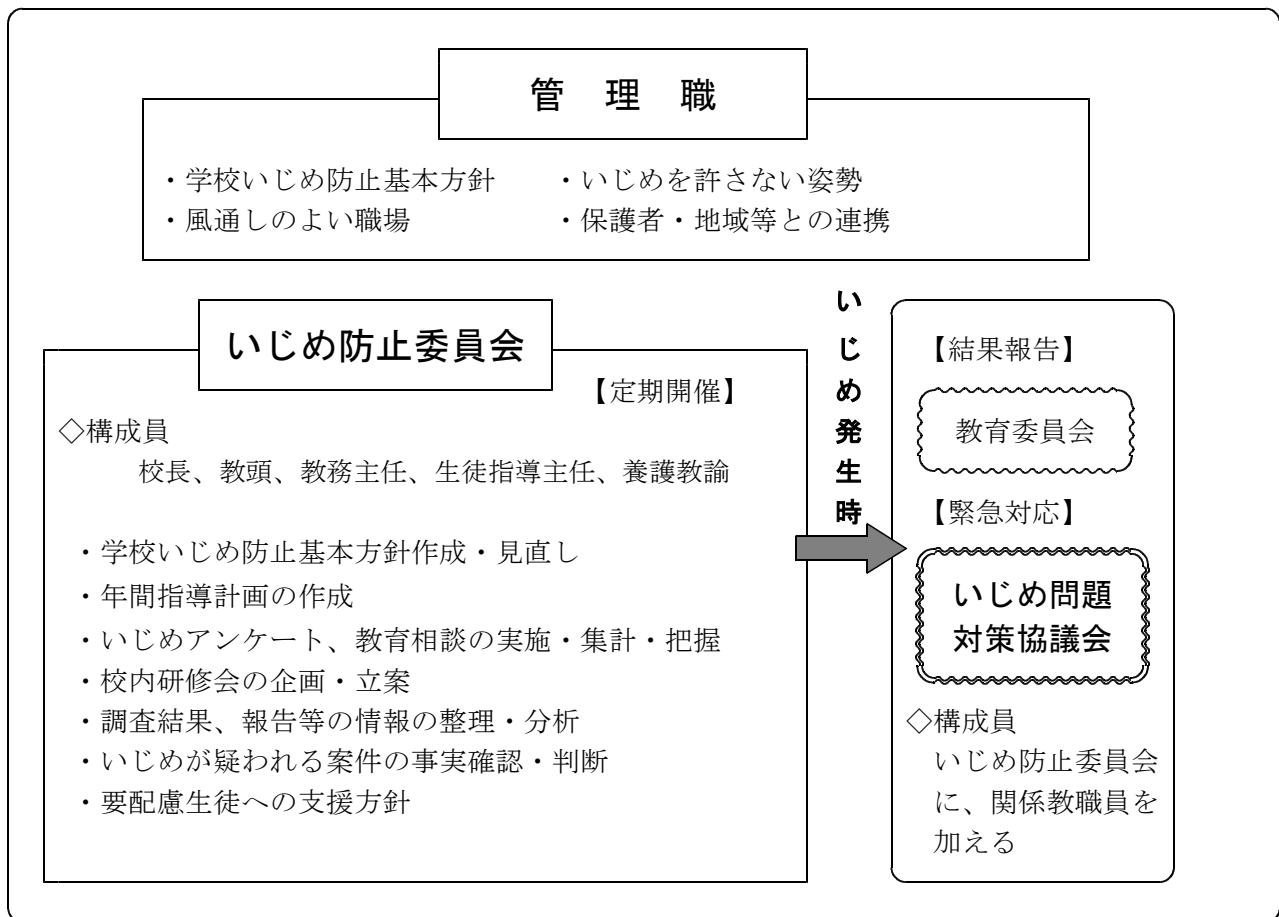
○いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り 等

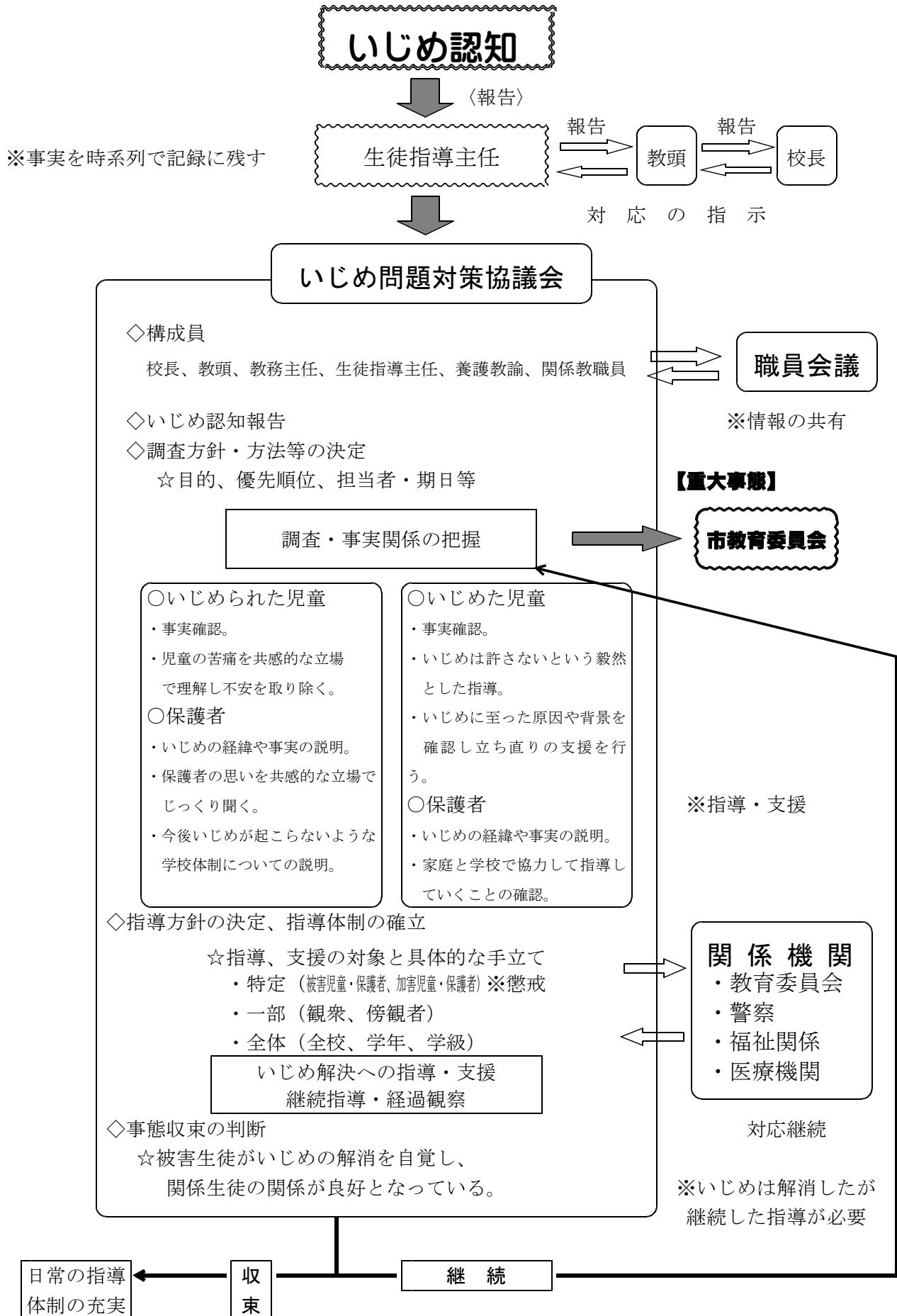
3 校内体制について

- ・校務分掌に「いじめ防止委員会」を位置づける。構成は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭とする。
- ・役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該学年主任、担任を加え、いじめ問題対策協議会を設け、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の全教職員が共有するようにする。

日常の指導体制



通常時の組織的対応 (いじめへの対応)



4 いじめの未然防止について

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、児童に基礎基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいの存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導の指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切を指導する。
- ・その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さ、そして自己肯定感を育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・各学級の問題を抱えている児童の様子や変容等を、全職員で共通理解する場を設け、全校体制で指導に当たれるようにする。[心の架け橋]
- ・校長が全校朝会等で「いじめ問題」に関する講話を行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、担任をはじめ、すぐに周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・計画委員会が中心となり八戸市の「いじめ対話集会」で話し合ったことを全校にも報告し、いじめのない学校をめざすという意識を高める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切を伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、是川地区青少年連絡協議会、地域学校連携協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

5 「いじめ」の早期発見について

<変化に気づく>

- ・児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ・教育相談週間（年2回：6月、11月）でのアンケート調査や個人面談等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

＜誰にでも相談ができる体制＞

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、生徒指導主任、管理職に報告するとともにいじめ対策協議会を通して校内で情報を共有するようにする。

6 解決に向けた対応について

〈いじめられた児童への対応〉

- ・児童、保護者からの相談やアンケート等から、いじめと確認された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主任を中心とした「いじめ対策協議会」を設置する。児童から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応しながら、重大事態とならないよう対処に努める。
- ・事実関係を把握する際には、個人ではなく学校として組織的な体制のもとに行う。[いじめ問題対策協議会]
- ・教育委員会に事実関係を報告する。
- ・いじめられている児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守りぬくという「いじめられている児童の立場」で、継続的に支援する。
- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを組織し、解決に向けた支援を行う。
- ・不安で登校できない状況であれば家庭訪問を行い、生徒に安心感をもたせる。

〈いじめた児童への対応〉

- ・事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起ささない環境を構築する。
- ・いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。

〈いじめられている児童の保護者への対応〉

- ・保護者に対して、いじめの経緯や確認できた事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得られるよう努める。
- ・保護者から相談されるケースでは、思いや苦痛を共感的な態度で受け止め、じっくりと話を聞く。

〈いじめた児童の保護者への対応〉

- ・事実を把握したら速やかに保護者に連絡し、指導経過を丁寧に報告するとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。
- ・児童の健全な育成のために、今後、全教員でサポートしていくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

〈学校としての取り組み〉

- ・いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- ・学級指導の見直しや授業改善を図りながら生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。

7 重大事態への対応について

① 重大事態とは

- いじめにより該当学校に在籍する児童等の生命及、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 児童に精神性の疾患が発生した場合
 - ウ 児童が身体に重大な障害を負った場合
 - エ 児童が金銭を奪い取られた場合
- いじめにより該当学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

② 重大事態の報告

ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

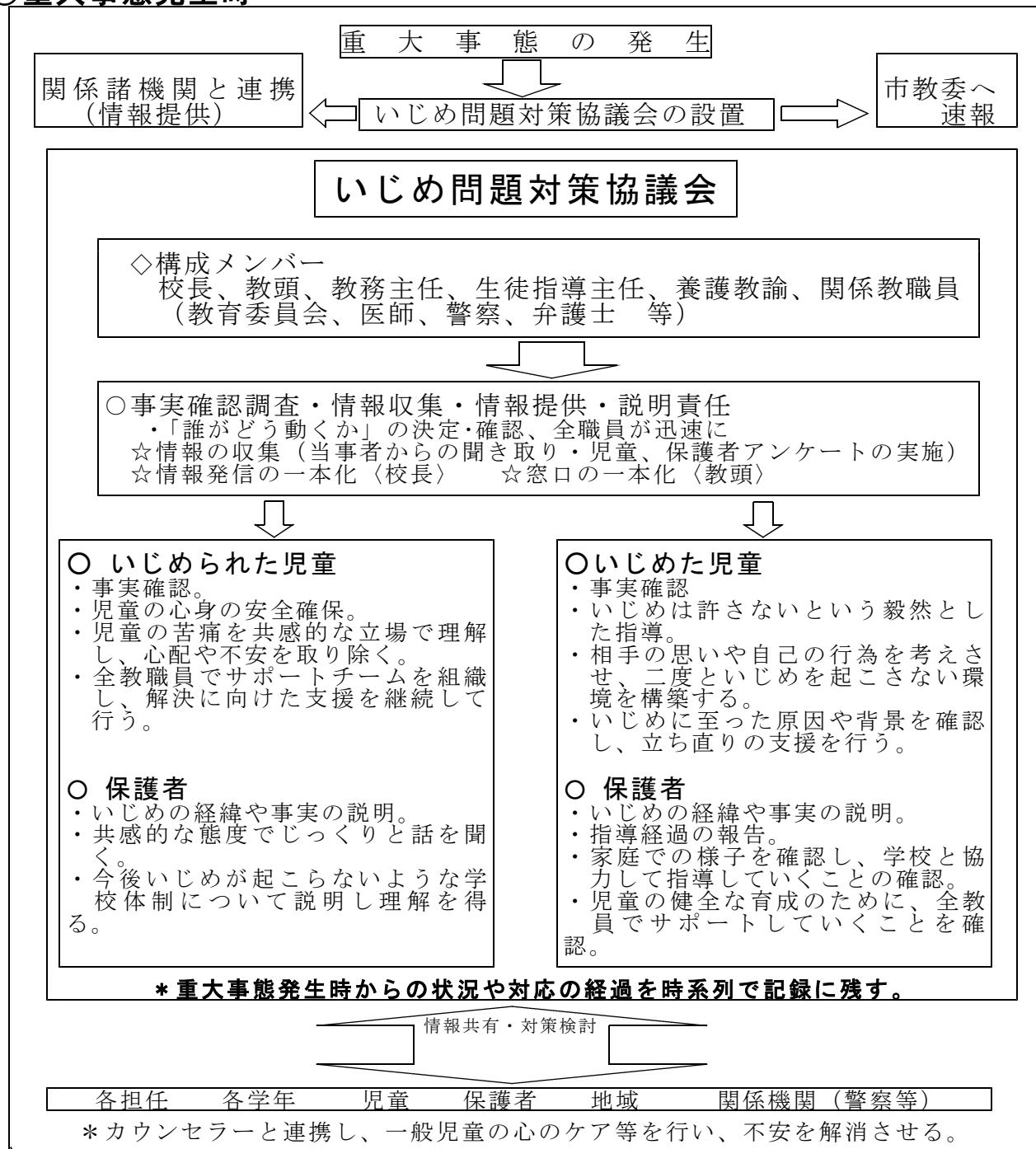
③ 重大事態の調査

ア 重大事態が生じた場合は、弁護士、精神科医、SC、スクールソーシャルワーカー（SS）等の専門的知識を有するもののほか、第三者からなる組織を設け調査する。

イ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されることがないように配慮する。

ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

○重大事態発生時



報道等への対応

[教育委員会との連携]

事後観察・支援の継続

[ケア等日常観察・関係機関等との連携]

学校評価

[取組の分析、改善]

8. 評価

- ・学校評価において、年度ごとの取り組みについて、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し次年度の取り組みに生かす。

9. その他 「ネットいじめに対する対応の方策」

(1) ネットいじめとは

文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

①保護者への啓発

- ・フィルタリング
- ・保護者の見守り

②情報教育の充実

「教科情報」における情報モラル教育の充実

③ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対応

①ネットいじめの把握

- ・被害者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みへの対応

